

高島屋南・まちづくりニュース

このニュースは、地区の皆さんとの意見の交換
また、情報の共有の為に、発行されます。

2014.08
号外

事業計画の縦覧がはじまります

○事業計画の縦覧とは

高島屋南市街地再開発組合 設立発起人 田宮雅雄ほか5名が岐阜県知事へ組合設立認可申請を提出いたしました。つきましては、都市再開発法第16条第1項の規定により、事業計画の縦覧が下記のとおり行われます。

○事業計画の縦覧場所

■縦覧場所 岐阜市役所 都市建設部 市街地再開発課
(岐阜市役所本庁舎 8階)

■期 間 平成26年8月21日から平成26年9月3日まで

<問い合わせ先>

岐阜市役所 都市建設部 市街地再開発課 柳ヶ瀬地区係
TEL 058-265-4141(内線2895)

※「事業計画の縦覧」、「問合せ」の受付時間は、
午前8時45分から午後5時30分です。
(ただし、日曜日及び土曜日は除く)